

## 多数の作業場を抱える組織における効果的な職場巡視のための 連携体制づくり -大学の事例を通して-

ガイドラインステップ  1～5, 7, 15, 16	キーワード(6 つ以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業医巡視</li> <li>・衛生管理者巡視</li> <li>・職場巡視</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分業</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>																					
改善・取組み の背景と課題	職場巡視による現場把握と直接指導は、組織的な安全衛生管理体制の推進に必要な不可欠である。しかしながら、他の業務と兼務の衛生管理者では、多数の作業場を抱える事業場において巡視に十分な時間を割くことが困難である。また、ほぼ同様な職場巡視の定めがあるにも関わらず、産業医と衛生管理者の職場巡視の役割分担は定められていない。そこで大学の職場巡視の強化と効果的な連携体制づくりに取り組んだ。																						
改善・取組み の着眼点	まず、厚生労働省令で具体的に示されている衛生管理者の週1回の巡視業務を確実に実施することに重点を置いた。ただし、衛生管理者が週1回巡視したとしても、各作業場からみて数年に一度しか巡視が入らない状態ではリスク低減には不十分だと考え、もっと短い間隔で全ての作業場を網羅的にチェックされる体制を目指した。また「網羅的な衛生管理者巡視」に対して「より重み付けをした産業医巡視」とする役割分担を考えた。 なお、衛生管理者巡視体制を刷新するにあたり、他大学にて専任の衛生管理者を雇用して職場巡視と安全衛生教育を行わせている事例があったため参考にした。																						
改善・取組み の概要	① チェックシートを用いた作業員自身による自己点検 まずはチェックシートを用いて作業員自身が作業場の自己点検を行うこととした。チェックシートはクリップボードで部屋の前に吊るすことで実施状況が客観的に判るようにした。 ② 網羅的な衛生管理者巡視 巡視のみを専門に担当する衛生管理者(巡視担当)を大学本部に配置した。2011年11月に2学部を1名で巡視する試行から始め、巡視担当の人数と対象学部を段階的に増やしていった。2015年4月には5名体制となり札幌キャンパス全学部を網羅、2017年2月には遠隔地である函館キャンパスも対象とし、約7000室(居室、実験室、講義室、事務室)を1ヶ月で一巡する現在の7名体制となった。各巡視担当は平均すると①の自己点検250室分の確認、チェックシート60枚回収、そして60室の巡視を日々こなす。 ③ 衛生管理者巡視結果を用いた効果的な産業医巡視 一方、産業医巡視は約1年半で全学部を一巡する。毎月対象学部を決めて代表的な部屋を巡視するが、この選定に②を活用することで「衛生管理者巡視にて改善の進んでいない部屋を産業医が重点的に巡視」という2段階の巡視体制としている(表1参照)。																						
写真・図表・ イラスト	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">表1 衛生管理者巡視と産業医巡視</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">衛生管理者巡視</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">産業医巡視</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">巡視者と人数</td> <td>巡視担当が1人で毎日巡視。</td> <td>産業医、学部の衛生管理者、担当事務、他のスタッフが同行して数名で月1回巡視。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">一巡するまでの期間</td> <td>月間スケジュールに沿って担当範囲を巡視。全作業場を1ヶ月サイクルで一巡。</td> <td>月ごとに対象学部を決めて巡視。全学部を約1年半サイクルで一巡。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">巡視対象</td> <td>全ての部屋を網羅的に巡視。ひと部屋にあまり時間はかけない。</td> <td>対象学部から衛生管理者巡視で改善の進んでいない部屋を重点的に20～30ほど抽出してじっくり巡視。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">結果報告</td> <td>当日のうちに学部の事務を通じて部屋の管理者(研究室の長など)に送付。</td> <td>精査してから学部長に送付。安全衛生委員会でも報告。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">改善確認</td> <td>改善報告書は求めず、1ヶ月後の次回の巡視で現場にて確認。</td> <td>学部長が3ヶ月以内を目安に改善報告書を提出。安全衛生委員会でも報告。</td> </tr> </tbody> </table>		表1 衛生管理者巡視と産業医巡視				衛生管理者巡視	産業医巡視	巡視者と人数	巡視担当が1人で毎日巡視。	産業医、学部の衛生管理者、担当事務、他のスタッフが同行して数名で月1回巡視。	一巡するまでの期間	月間スケジュールに沿って担当範囲を巡視。全作業場を1ヶ月サイクルで一巡。	月ごとに対象学部を決めて巡視。全学部を約1年半サイクルで一巡。	巡視対象	全ての部屋を網羅的に巡視。ひと部屋にあまり時間はかけない。	対象学部から衛生管理者巡視で改善の進んでいない部屋を重点的に20～30ほど抽出してじっくり巡視。	結果報告	当日のうちに学部の事務を通じて部屋の管理者(研究室の長など)に送付。	精査してから学部長に送付。安全衛生委員会でも報告。	改善確認	改善報告書は求めず、1ヶ月後の次回の巡視で現場にて確認。	学部長が3ヶ月以内を目安に改善報告書を提出。安全衛生委員会でも報告。
表1 衛生管理者巡視と産業医巡視																							
	衛生管理者巡視	産業医巡視																					
巡視者と人数	巡視担当が1人で毎日巡視。	産業医、学部の衛生管理者、担当事務、他のスタッフが同行して数名で月1回巡視。																					
一巡するまでの期間	月間スケジュールに沿って担当範囲を巡視。全作業場を1ヶ月サイクルで一巡。	月ごとに対象学部を決めて巡視。全学部を約1年半サイクルで一巡。																					
巡視対象	全ての部屋を網羅的に巡視。ひと部屋にあまり時間はかけない。	対象学部から衛生管理者巡視で改善の進んでいない部屋を重点的に20～30ほど抽出してじっくり巡視。																					
結果報告	当日のうちに学部の事務を通じて部屋の管理者(研究室の長など)に送付。	精査してから学部長に送付。安全衛生委員会でも報告。																					
改善確認	改善報告書は求めず、1ヶ月後の次回の巡視で現場にて確認。	学部長が3ヶ月以内を目安に改善報告書を提出。安全衛生委員会でも報告。																					

表2 各部屋で使用しているチェックシート(両面印刷して使用)

安全衛生管理チェックシート (改訂日) 令和 年月日  
(シート交換日) 令和 年月日

実験室用

部局名 定期巡視者の確認 第1巡目 第2巡目 第3巡目 第4巡目 第5巡目 (1) 共通項目 ※専攻・研究室等に共通する項目 基準記号 チェック項目 1回/週 コメント A1 室内は整理・整頓・清掃がされているか A2 実験台、作業台、デスクは整理されているか A3 廊下等の共有スペースにみだりに物を置いているか A4 棚・ロッカー等の転倒防止・落下防止がされているか A5 室内や廊下の避難経路が確保されているか A6 配線コード、配管、ホース等歩行の支障となる物はないか A7 室内の明るさや温度は適切で換気もされているか A8 コンセントの定格容量を超えた接続はないか A9 アースは適正に接続されているか A10 コンセントにゆるみがないか、ゴミ・埃・その他異常がないか A11 気になる騒音はないか A12 緊急用品は使用可能状態にあるか A13 ホース類は圧止が施されず、水漏れやガス漏れがないか A14 消火器等は使用可能状態にあるか A15 チェックシートは記入漏れがないか 以上の項目について制度を使用する責任者に指導しているか 注1) このチェックシートは安全衛生本部巡視者が月1回、回収します。 注2) 回収後は、新たな用紙を研究室等で用意し、チェックして下さい。 注3) 「1回/月」「1回/週」の欄には、確認結果を「○」(良)、「×」(否)、「-」(対象外)で記入してください。 注4) チェック項目については、各専攻・研究室等が必要に応じて追加及び削除を行ってください。 注5) コメント欄には、「個人手金具で固定した(A4)」「換気扇修理済(A7)」など改善、変更、その他気の付いたことを記入してください。	部屋番号 研究室等 安全主任者名 記入者名 内線番号 (2) 個別選択項目 ※下記項目については、各専攻・研究室等が必要に応じて追加及び削除を行ってください。 区分 記号 チェック項目 1回/週 コメント 高圧ガス G1 ボンベは適切な場所に設置されているか G2 ボンベは上下2点で確実に固定されているか G3 使用していないボンベは弁を閉め保護キャップをしているか G4 古いボンベを保管していない 薬剤関係 G5 薬剤の取り扱いは必要な教育を受けた者が行っているか G6 薬剤を使用するときは適正に換気を行っているか 薬品全般 C1 緊急用シャワーは使用可能状態にあるか 管理関係 C2 実験室内の薬品を化学物質管理システムに登録しているか C3 使用する予定の無い薬品をそよみか保管していないか 表示 C4 有機溶剤・特定化学物質の表示はされているか 危険物関係 C5 指定数量の危険物を保管されているか C6 劇毒性・引火性・爆発性の薬品は火気・熱源から隔離されているか 転倒防止 C7 密栓不良や破損した容器を薬品保管に使用していないか C8 薬品類は転倒・流出の防止措置が施されているか C9 漏れによる危険性のある薬品は適切に保管されているか 局所排気 C10 ドラフトチャンパーは正常に作動しているか 装置 C11 有機溶剤や特定化学物質等はドラフト内で使用されており臭気はないか C12 ドラフトチャンパーの前扉は適正な位置で使用しているか C13 ドラフトチャンパーの内部整理整頓は出来ているか 劇毒物の使用 C14 医薬用外劇物又は(医薬用外劇物)・劇物の管理で取扱われているか C15 危険物管理の鍵は数値により適正に管理されているか C16 劇毒物は化学物質管理システムに使用可能に設定されているか 滅菌 C17 滅菌は理化学センターが配した容器が使用されているか C18 滅菌は適正に保管されているか C19 廃棄物を貯蔵(または排出)する際、廃棄物に有害物質表示を付けているか 粉じん P1 粉じんが発生する作業に対しては適切な対策がとられているか 機械関係 M1 工作機械の点検は適期に行われているか M2 安全装置が適正に使用されているか M3 工作機械の作動範囲に踏んで立ち入らないよう措置が施されているか レーザー関係 L1 3W以上のレーザーを使用する部屋の入り口には警告マークが表示されているか L2 レーザービームを監視していないか L3 作業時、照射計、指輪など赤外線反射するものは身に付けていないか L4 皮膚の露出が少なく耐熱衣を着用しているか 有資格者 O1 資格を要する作業又は運転は有資格者が行っているか 業務作業 O2 業務作業では無理のない対策がされているか 運転作業 O3 作業中に危険や負荷が及ぶ運転がされていないか 注意表示 O4 図が分かりやすいように、その手前には注意の表示がされているか O5 つまづきそうな段差には、その手前には注意の表示がされているか 保護具 O6 必要な数量が支給されているか O7 作業時に保護具を着用しているか O8 保護具に不良や破損はないか O9 以上項目について部屋を使用する責任者に指導しているか
連絡事項 週・月日 部屋(記入者) 週・月日 巡視側 ① / / ① / ② / / ② / ③ / / ③ / ④ / / ④ / ⑤ / / ⑤ /	

写真・図表・イラスト

効果

・この巡視方式を開始した直後はほぼ全ての部屋に何らかの改善すべき点があったが、その後、改善が進み、現在では改善すべき点のある部屋は全体の3%弱に留まっている。  
 ・巡視に特化したことで、巡視担当は巡視スキルを大きく向上させることができた。  
 ・衛生管理者巡視とのシステムチックな連携により①リスクの高い部屋の優先的な抽出、②巡視先の事前情報の把握、と産業医巡視がより効率的に実施可能となった。  
 ・各作業場からみると、①週1回の自己点検で自主管理を促される。②自己点検で見逃した部分は衛生管理者巡視で月1回指摘される。③衛生管理者の指摘を放置しておくと産業医巡視の月には対象に選ばれてしまい、学部長や安全衛生委員会を巻き込んで必ず改善報告を求められる、という段階的なプレッシャーで改善が促される体制となった。

このGPSの経験から学ぶことができるポイント

・「作業場の現状把握とリスク低減」という職場巡視の必要性を経営陣に理解してもらう際には法的要件を説明するよりも、臨検監督を外圧として利用することが効果的だった。  
 ・初期には巡視自体に強い抵抗を示す教員がみられた。「個対個のお願い」ではなく「組織的な役割に基づく業務」であることを、巡視担当から相手に意識させるように心がけた。  
 ・大きな組織ほど体制づくりはスムーズには進まない。特に大学は安全衛生に対する温度差が学部ごとに大きく異なるため、全学一斉ではなく理解の得やすい学部から「試行」として開始した。対象学部を増やすにつれて「○学部でも×学部でも実施していて、いずれ全学で実施する」という説明をすると、横並び意識から比較的理解が得やすくなった。

参考資料

1) 川上貴教, 第31回日本産業衛生学会全国協議会 講演集, p121, 2021.

COI欄

なし

投稿者

川上 貴教、平井 克美、澤村 正也

e-mail

2022年 1月 21日